

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部
 条例 (健康増進課) 4
- 亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正
 (子育て支援課) 5
- 特別職の職員で常勤のものの給与に
 関する条例及び亀岡市教育委員会教育長
 の給与に関する条例の一部改正
 (人事課) 6
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の
 一部改正 (人事課) 7
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正
 (教育総務課) 9
- 亀岡市議会基本条例の一部改正
 (議会事務局) 11

—— 規 則 ——

- 亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の
 一部改正 (子育て支援課) 11
- 亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正
 (人事課) 12

—— 告 示 ——

- 平成25年度亀岡市国民健康保険料の
 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課
 額及び介護納付金賦課額の保険料率
 (保険医療課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 14

- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 14
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 16
- 自動車臨時運行許可番号の失効
 (市民課) 16
- 南丹都市計画道路事業の認可
 (桂川・道路整備課) 17
- 南丹都市計画公園事業の認可
 (都市整備課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 18
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 18
- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交
 付要綱の一部改正 (教育総務課) 19
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 25
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 25
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱
 の一部改正 (子育て支援課) 25
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 26
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 26

—— 公 告 ——

- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 27

○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 28	○財産区管理会委員選挙執行規程施行細則の一部改正 35
○南丹都市計画道路事業の事業計画の認可 (桂川・道路整備課) 28	
○南丹都市計画道路事業の事業計画の認可による関係図書の写しの縦覧 (桂川・道路整備課) 28	
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 29	
○南丹都市計画公園事業の事業計画の認可 (都市整備課) 29	
○南丹都市計画公園事業の事業計画の認可による関係図書の写しの縦覧 (都市整備課) 29	
—— 任免及び辞令 ——	
監査委員欄	
—— 公 表 ——	
○平成24年度定期監査結果に対する措置状況 31	
○平成24年度定期監査結果に対する措置状況 31	
選挙管理委員会欄	
—— 告 示 ——	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 33	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 33	
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 33	
○参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所 33	
○財産区管理会委員選挙執行規程の一部改正 34	

公布された条例のあらまし

亀岡市新型インフルエンザ等対策本部条例要綱

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、同法の規定により設置する亀岡市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例要綱

- 1 福祉医療費助成制度について、ひとり親家庭の医療に係る経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の助成対象を父子家庭にまで拡大することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成25年8月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によることとした。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関

する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、市長等及び教育長の給与について、次のとおり減額支給措置を実施することとした。

- (1) 給料月額を一律5.3%減額
- (2) 給料月額に対する地域手当を一律5.3%減額

- 2 この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次のとおり職員の給与の減額支給措置を実施することとした。
 - (1) 給料月額を一律5.3%減額
 - (2) 給料月額に対する地域手当を一律5.3%減額
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、保育料を減額する世帯区分に関わ

らず、同一世帯から3人以上就園している場合について、第3子以降を減額対象とすることとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成25年4月1日から適用することとした。

条 例

亀岡市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第21号

亀岡市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、亀岡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 亀岡市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第22号

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び母子家庭の母並びにその児童」を「並びに母子家庭及び父子家庭」に、「保持と」を「保持及び」に改める。

第2条第1項中「一に該当する者」を「いずれかに該当するもの」に改め、同項第4号中「健康診査」を「健康診査（同条第1項第2号の満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対し行うものに限る。）」に改め、同項第5号中「第6条第1項」を「第17条」に、「女子で、現に」を「者で現に児童を扶養しているもので、」に改め、同項第6号中「準ずる児童」を「準ずる者」に、「認めた児童」を「認めたもの」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「支給対象」を「福祉医療費の支給対象」に改める。

第3条中「当該医療に要する費用の額（医療保険各法の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。）とし、高額療養費及び家族療養費附加金の支給があった場合は、これらに相当する額を控除した額」を「被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額以内」に、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による療養の給付を受けた場合は、同法に規定する一部負担金に相当する額とし、高額療養費の支給」を「附加給付その他法令の規定による給付」に改める。

第4条第1号中「第4号」の次に「まで」を加え、「前前年」を「前々年」に改める。

第7条中「受給者は」を「前条の受給者証を交付された申請者（以下「受給者」という。）は」に、「、同法第86条第1項に規定する特定承認保険医療機関、国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関又は保険薬局及び同法第53条第1項に規定する特定承認保険医療取扱機関」を「及び同法第88条第1項に規定する

指定訪問看護事業者」に改める。

第8条第1項中「代り」を「代わり」に改め、同条第2項中「受給者」を「当該受給者」に改める。

第13条中「その者」を「、その者」に改める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第23号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例期間中の給料の特例)

9 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における市長、副市長及び病院事業管理者の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

(亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(特例期間中の給料の特例)

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第24号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

- 9 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年亀岡市条例第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 10 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の5.3を乗じて得た額
 - (2) 第23条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に

応じ当該アからウまでに定める額

- ア 第23条第1項 前項及び前号に定める額
 - イ 第23条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第23条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 11 特例期間においては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の5.3を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 12 特例期間においては、第5項の規定の適用を受ける職員に対する第9項、第10項各号及び前項の規定の適用については、第9項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第10項第1号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「前項及び前号」とあるのは「第12項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 13 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたとき

は、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(特例期間における介護休暇に係る給与の取扱いの特例措置)

第3条 給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第15条第3項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは「附則第11項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(特例期間における部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)

2 給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第21条の規定の適用については、同条中「第22条」とあるのは「附則第11項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条

例(平成14年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第25号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

附則に次の1項を加える。

(特例期間における派遣職員の給与の取扱いの特例措置)

3 給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第4条の規定の適用については、「特例一時金」とあるのは「特例一時金の額(これらの給与のうち、給与条例附則第9項及び第10項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第25号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表1中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
3 前2号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 前3号以外の世帯	—	—	年額79,000円
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		

」

に、同項の表2中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額35,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
3 前2号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額35,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第26号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査及び研究」を「調査研究その他の活動」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第23号

亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉医療費支給条例施行規則（昭和50年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号の一に該当する」を「法令等の規定により全ての医療費又は自己負担額の全額が公費負担の対象となる」に、「支給」を「福祉医療費の支給」に改め、同条各号を削る。

第2条の2第1項中「若しくは」を「又は」に、「維持する者」を「維持するもの」に改める。

第2条の3第1項中「児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項」を「福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第294号）第2第2号」に改める。

第3条第2号イ中「福祉」を「基礎」に改め、「又は障害年金」及び「国民」を削り、同号ウ中「養育」を「療育」に改め、同条第3号ア中「母子福祉協助力員又は民生委員の証明書若しくは」を「母子福祉協助力員若しくは民生委員の証明書又は」に改める。

第7条第3号中「加入者保険者証」を「加入被保険者証」に改める。

第9条中「福祉医療費支給申請書」を「福祉医療費支給申請（請求）書」に改める。

別記第1号様式中「母」を「親」に、「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「※印欄は、記入しないこと。」を

「※印欄は、記入しないこと。」

※自書による場合は、押印を省略することができます。」

に、「母子家庭児童の」を「母子家庭等児童の」に、「保護（養育）する者」を「保護（養育）するもの」に改め、「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、「市福祉事務所」を「、市福祉事務所」に、「地方税法に」を「地方税法（昭和25年法律第226号）に」に改める。

別記第3号様式中「母」を「親」に改める。

別記第6号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「母」を「親」に、「やぶれた」を「破れた」に、「よごれた」を「汚れた」に、

「（注）○やぶれたとき、又はよごれたときは、その受給者証を添付すること。」

を

「（注）○破れたとき、又は汚れたときは、その受給者証を添付すること。」

備考 自書による場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

別記第7号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「加入保険者証」を「加入被保険者証」に、「母」を「親」に、

「注 1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 この届出を提出する際、受給者証を必ず添えて提出すること。」

を

「注 1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 この届出を提出する際、受給者証を必ず添えて提出すること。

備考 自書による場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

別記第8号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「母」を「親」に改める。

別記第9号様式、別記第10号様式及び別記第12号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第24号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(特例期間における再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職の報酬の取扱いの特例措置)

- 2 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)附則第9項に規定する特例期間においては、別表第1再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職の項中「14,000円(1,925円)」とあるのは「13,350円(1,839円)」と、「241,900円(8,341円)」とあるのは「231,100円(7,968円)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

「掲示済」

告 示

亀岡市告示第133号

平成25年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市条例第7号)第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成25年6月3日

亀岡市長 栗山正隆

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.10
被保険者均等割	25,000円
世帯別平等割	21,000円
世帯別平等割半額	10,500円
世帯別平等割4分の3額	15,750円

軽減額

7割	被保険者均等割	17,500円
	世帯別平等割	14,700円
	世帯別平等割半額	7,350円
	世帯別平等割4分の3額	11,025円
5割	被保険者均等割	12,500円
	世帯別平等割	10,500円
	世帯別平等割半額	5,250円
	世帯別平等割4分の3額	7,875円
2割	被保険者均等割	5,000円
	世帯別平等割	4,200円
	世帯別平等割半額	2,100円
	世帯別平等割4分の3額	3,150円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の1.90
被保険者均等割	6,500円
世帯別平等割	5,500円
世帯別平等割半額	2,750円
世帯別平等割4分の3額	4,125円

軽減額

7割 被保険者均等割	4,550円
世帯別平等割	3,850円
世帯別平等割半額	1,925円
世帯別平等割4分の3額	2,888円
5割 被保険者均等割	3,250円
世帯別平等割	2,750円
世帯別平等割半額	1,375円
世帯別平等割4分の3額	2,063円
2割 被保険者均等割	1,300円
世帯別平等割	1,100円
世帯別平等割半額	550円
世帯別平等割4分の3額	825円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.40
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	5,000円

軽減額

7割 被保険者均等割	5,950円
世帯別平等割	3,500円
5割 被保険者均等割	4,250円
世帯別平等割	2,500円
2割 被保険者均等割	1,700円
世帯別平等割	1,000円

「揭示済」

亀岡市告示第134号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1112-12025

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年6月4日

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2313-23009

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年6月5日

「揭示済」

亀岡市告示第136号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年6月7日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成25年6月7日（金）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 21台

- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
 保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
 電話0771(25)5043

「揭示済」

亀岡市告示第137号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2301-51031

- 1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日 平成24年4月1日
- 3 無効になる日 平成25年6月10日

「揭示済」

亀岡市告示第138号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成25年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京254亀岡	平成25年6月12日	省 略	平成24年11月5日

「揭示済」

亀岡市告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により南丹都市計画道路事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
南丹都市計画道路事業
 - (2) 名称
3・3・11号 馬堀停車場篠線
3・4・2号 新国道線
- 3 事業施行期間
平成25年6月13日から
平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻及び広道、篠下西裏並びに野条井ホラ、上又及び池ノ下地内
 - (2) 使用の部分
なし

「揭示済」

亀岡市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により南丹都市計画公園事

業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
南丹都市計画公園事業
 - (2) 名称
6・5・301号 亀岡運動公園
- 3 事業施行期間
平成25年6月18日から
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
亀岡市曾我部町穴太裏条、穴太達原、穴太出井、穴太土淵、穴太柳原及び穴太河原口並びに吉川町穴川中溝、穴川狭間、吉田上河原及び吉田前河原地内
 - (2) 使用の部分
なし

「揭示済」

亀岡市告示第141号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀1121-73006

(1) 保険者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年6月18日

2 亀1906-71007

(1) 保険者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年6月18日

「揭示済」

亀岡市告示第142号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1201-71046

1 保険者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年6月19日

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0126-15112

1 保険者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年6月20日

「揭示済」

亀岡市告示第144号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月22日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1項の表1及び表2を次のように改める。

表1

区 分	補助対象 経 費	補助限度額		
		1人就園の場合 及び同一世帯から 2人以上就園して いる場合の 最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の 次 年 長 者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の 左 以 外 の 園 児 (第3子以降)
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額229,200円	年額268,000円	年額308,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯				
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		年額199,200円	年額253,000円	年額308,000円
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額115,200円	年額211,000円	年額308,000円
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額62,200円	年額185,000円	年額308,000円
6 前5号以外の世帯		—	—	年額308,000円

注

- 1 上記の市民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）及び16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第1又は第2に読み替える。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）
- 4 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

表2

区 分	補助対象 経 費	補助限度額	
		小学校1年生から3年生 までの兄、姉を1人有し ており、就園している場 合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生 までの兄、姉を1人有し ており、同一世帯から2 人以上就園している場合 の左以外の園児及び小学 校1年生から3年生まで に兄、姉を2人以上有し ている園児 (第3子以降)
1 生活保護法(昭和25年法律 第144号)の規定による保護 を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額249,000円	年額308,000円
2 当該年度に納付すべき市民 税が非課税となる世帯		年額226,000円	年額308,000円
3 当該年度に納付すべき市民 税の所得割が非課税となる世 帯			
4 当該年度に納付すべき市民 税の所得割課税額が77,100円 以下の世帯		年額163,000円	年額308,000円
5 当該年度に納付すべき市民 税の所得割課税額が211,200 円以下の世帯		年額114,000円	年額308,000円
<p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記の市民税の所得割課税額(補助基準額)は、夫婦(片働き)及び16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別表第1又は第2に読み替える。 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満を四捨五入) 4 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。 5 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。 			

第3条中「別記第1号様式」の次に「。以下「補助金交付申請書」という。」を加え、「当該年度の7月15日までに市長に」を「市長が別に定める日までに」に、「あわせ」を「併せ」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

【簡便な調整方式（第2方式）による調整後の基準額算出方法】

（第4階層）

<夫婦片働き及び年少扶養親族2人の場合で年収約270～360万円>

市民税所得割の額：34,500円に①及び②の合計を加えた額以下

- ① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円
- ② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

（第5階層）

<夫婦片働き及び年少扶養親族2人の場合で年収約360～680万円>

市民税所得割の額：171,600円に③及び④の合計を加えた額以下

- ③ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円
- ④ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

別表第2 (第2条関係)

【早見表】 (第4階層の場合)

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	補助限度額		
16歳未満	16歳以上 19歳未満	市民税所得割 課税額		第1子 (従来条件の み)	第2子 (従来条件/新条例)	第3子以降 (従来条件・ 新条件ともに 同じ)
0人	0人	0人	34,500円	—	—	—
1人	1人	0人	55,800円	115,200円	—	—
2人	1人	1人	66,900円		—	—
	2人	0人	77,100円		211,000円/163,000円	—
3人	1人	2人	78,000円		—	—
	2人	1人	88,200円		211,000円/163,000円	—
	3人	0人	98,400円		211,000円/163,000円	308,000円
4人	1人	3人	89,100円		—	—
	2人	2人	99,300円		211,000円/163,000円	—
	3人	1人	109,500円		211,000円/163,000円	308,000円
5人	4人	0人	119,700円		211,000円/163,000円	308,000円
	1人	4人	100,200円		—	—
	2人	3人	110,400円		211,000円/163,000円	—
	3人	2人	120,600円		211,000円/163,000円	308,000円
	4人	1人	130,800円		211,000円/163,000円	308,000円
5人	0人	141,000円	211,000円/163,000円		308,000円	308,000円

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

=モデル世帯(夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円)の場合の基準額

【早見表】 (第5階層の場合)

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	補助限度額		
16歳未満	16歳以上 19歳未満	市民税所得割 課税額		第1子 (従来条件の み)	第2子 (従来条件/新条例)	第3子以降 (従来条件・ 新条件ともに 同じ)
0人	0人	0人	171,600円	—	—	—
1人	1人	0人	191,400円	62,200円	—	—
2人	1人	1人	198,600円		—	—
	2人	0人	211,200円		185,000円/114,000円	—
3人	1人	2人	205,800円		—	—
	2人	1人	218,400円		185,000円/114,000円	—
	3人	0人	231,000円		185,000円/114,000円	308,000円
4人	1人	3人	213,000円		—	—
	2人	2人	225,600円		185,000円/114,000円	—
	3人	1人	238,200円		185,000円/114,000円	308,000円
5人	4人	0人	250,800円		185,000円/114,000円	308,000円
	1人	4人	220,200円		—	—
	2人	3人	232,800円		185,000円/114,000円	—
	3人	2人	245,400円		185,000円/114,000円	308,000円
	4人	1人	258,000円		185,000円/114,000円	308,000円
5人	0人	270,600円	185,000円/114,000円		308,000円	308,000円

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

=モデル世帯(夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約680万円)の場合の基準額

別記第2号様式中

「

市民税所得割211,000円以下	第1子								
	第2子								
	第3子以降								

」

を

「

市民税所得割211,000円以下	第1子								
	第2子								
	第3子以降								
前記区分以外の世帯	第3子以降								

」

に改める。

別記第3号様式中

「

世帯の状況								
氏名 在園幼児と生計が同一の者全員を記入する。	生年月日	性別	続柄	※ 下記のいずれかに該当する兄姉に ○印、在学等の名称・学年を記入		市町村民税課税額		
				○印	名称・学年	住宅借入金等特別 税額控除	所得割額	均等割額
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						

」

を
「

世帯の状況									
氏名 在園幼児と生計が同一の者全員を記入する。 (在園児を除く)	生年月日	性別	続柄	※ 下記のいずれかに該当する <u>兄姉</u> に ○印、在 <u>学校等</u> の 名称・学年を記入		19歳未満の扶養親族の 有無 下記に該当する場合に○印を記入		市町村民税課税額	
				○印	名称・学年	16歳未満	16歳以上19歳未満	住宅借入金等特別 税額控除	所得割額
	T S H 年 月 日	男・女							
	T S H 年 月 日	男・女							
	T S H 年 月 日	男・女							
	T S H 年 月 日	男・女							
	T S H 年 月 日	男・女							
	T S H 年 月 日	男・女							

」

に改める。

別記第4号様式中

「

5 所得割課税額 211,200 円以下																			
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を
「

5 所得割課税額 211,200 円以下																			
6 前5号以外の世帯																			

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成25年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第145号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1908-31042

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年6月25日

「揭示済」

亀岡市告示第146号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0605-15004

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年6月25日

「揭示済」

亀岡市告示第147号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月26日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「平成24年度子育て支援交付金の国庫補助について（平成24年7月27日付け厚生労働省発雇児0727第1号厚生労働事務次官通知）別紙及び」を「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、」に改め、「（平成8年2月7日8児第149号京都府保健福祉部長通知）」の次に「及び京都府子育て支援特別対策事業費補助金交付要綱（平成21年10月26日1こ第590号京都府保健福祉部長通

知)」を加え、同条第8号を削る。

別表中一時預かり事業の項中

「

平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について(平成24年7月27日付け雇児発0727第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別表「評価に対する基準点数表」に定める一時預かり事業の基準点数に200,000円を乗じて得た額

を

「

京都府子育て支援特別対策事業費補助金交付要綱別表に定める一時預かり事業の基準額

に改める。

」

別記第1号様式中「保育所地域活動事業円」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成25年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第148号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年6月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀0308-31024

(1) 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成25年4月15日

(3) 無効になる日

平成25年6月27日

2 亀1904-81075

(1) 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年6月27日

「揭示済」

亀岡市告示第149号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年6月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年6月28日（金）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 5台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「掲示済」

公 告

亀岡市公告第27号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年6月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成25年6月4日
午前11時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市余部町走田
- 3 種類 柴犬
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪（黄）

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年6月8日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「掲示済」

亀岡市公告第28号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年6月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成25年6月7日
午後4時15分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市千歳町国分下ノ川
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 クリーム色
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 1歳未満・たれ耳

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年6月15日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第29号

南丹都市計画道路事業（3・3・11号馬堀停車場篠線、3・4・2号新国道線）の事業計画の認可が平成25年6月13日付け亀岡市告示第139号により告示されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成25年6月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画道路事業
3・3・11号 馬堀停車場篠線
3・4・2号 新国道線
- 2 施行者の名称
亀岡市
- 3 事務所の所在地
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部桂川・道路整備課
- 4 事業地の所在
亀岡市篠町 馬堀伊賀ノ辻、馬堀広道、篠下西裏、野条井ホラ、野条上又、野条池ノ下 地内

「揭示済」

亀岡市公告第30号

平成25年6月13日付け亀岡市指令都計第21号をもって南丹都市計画道路事業（3・3・11号馬堀停車場篠線、3・4・2号新国道線）の事業計画の認可があり、関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43

年法律第100号)第62条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部桂川・道路整備課
- 2 縦覧する図書
都市計画法第60条第3項第1号及び第2号の掲げる図書の写し

「揭示済」

亀岡市公告第31号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成25年6月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間
平成25年6月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第32号

南丹都市計画公園事業(6・5・301号亀岡運動公園)の事業計画の認可が平成25年6月18日付け亀岡市告示第140号により告示されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により公告する。

平成25年6月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画公園事業
6・5・301号 亀岡運動公園
- 2 施行者の名称
亀岡市
- 3 事務所の所在地
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
亀岡市曾我部町穴太裏条、穴太達原、穴太出井、穴太土渕、穴太柳原及び穴太河原口並びに吉川町穴川中溝、穴川狭間、吉田上河原及び吉田前河原 地内
 - (2) 使用の部分
なし

「揭示済」

亀岡市公告第33号

平成25年6月18日付け亀岡市指令都計第22号をもって南丹都市計画公園事業(6・5・301号 亀岡運動公園)の事業計画の認

可があり、関係図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和43年法律第100号）第
62条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧する図書
都市計画法第60条第3項第1号及び第2
号の掲げる図書の写し

「揭示済」

任免及び辞令

大島博行
松山茂
西田廣道
八木和則

(各 通)

亀岡市企業立地審査会委員に委嘱します

平成25年6月24日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年6月3日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
上下水道部 ア 営業課・下水道課（下水道事業会計） 臨時的任用職員の雇用において、勤務条件通知書の雇用条件と雇用の実態が異なっていた。 勤務条件通知書に基づいた雇用を行い、適正な事務処理を図られたい。	平成25年度から臨時的任用職員の雇用について、勤務日を雇用実態に合致した内容に通知書を改善した。

「揭示済」

亀岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年6月26日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>亀岡市教育委員会 教育部 (教育総務課)</p> <p>小学校</p> <p>(1) 理科実験用薬品及び医薬品等の保管について 薬品台帳の整備と併せて定期的な在庫確認が されているかを主眼に実施した。 今回監査対象となった各小・中学校におい て、薬品管理等について不適正な取り扱いが見 受けられた。 毒物、劇物及び劇薬については、施錠による 保管の徹底と併せて、保存期限や在庫量の適正 管理を図らねたい。</p> <p>(2) 備品の管理について 在庫管理における台帳の整備がされているか を主眼に実施した。 今回監査対象となった全ての小・中学校にお いて、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部 の学校において、備品台帳に記入がされていな いものが見受けられた。 備品台帳について、適正な管理をされたい。</p> <p>中学校</p> <p>(1) 理科実験用薬品及び医薬品等の保管について 薬品台帳の整備と併せて定期的な在庫確認が されているかを主眼に実施した。 今回監査対象となった各小・中学校におい て、薬品管理等について不適正な取り扱いが見 受けられた。 毒物、劇物及び劇薬については、施錠による 保管の徹底と併せて、保存期限や在庫量の適正 管理を図らねたい。</p>	<p>理科実験用薬品及び医薬品等の保管につ いては、施錠による薬品保管庫の管理及び 薬品管理台帳等への記載と保存期限、在庫 量の確認を定期的に行い、適正な保管管理 に努めるよう再度徹底した。</p> <p>学校備品については、引き続き備品台帳 等を整備し適正な管理に努め、備品台帳等 への記載についても再度徹底した。</p> <p>理科実験用薬品及び医薬品等の保管につ いては、施錠による薬品保管庫の管理及び 薬品管理台帳等への記載と保存期限、在庫 量の確認を定期的に行い、適正な保管管理 に努めるよう再度徹底した。</p>

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1,489人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24,806人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12,403人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

平成25年7月21日執行予定の衆議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成25年6月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

財産区管理委員会委員選挙執行規程（昭和30年亀岡市選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

第3条第3項中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第4条第1項中「終る」を「終わる」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「行わない」を「、行わない」に改め、同条第4項中「、第2項」を「及び第2項」に、「少くとも」を「、少なくとも」に改める。

第7条第2項中「投票立会人が」を「投票立会人で」に、「投票に」を「、投票に」に改める。

第9条第1項中「午後」を「、午後」に改める。

第10条第1項中「選挙」を「、選挙」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第2項中「選挙」を「、選挙」に改める。

第17条第1項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に、「代理投票をさせる」を「、代理投票をする」に改める。

第23条中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第24条の見出し中「出入」を「出入り」に改める。

第26条中「これを」を「、これを」に、「投票所外」を「、投票所外」に、「退出せしめる」を「退出させる」に改める。

第28条第1項中「届ける」を「届け出る」に、同条第6項中「選挙長」を「、選挙長」に、

「立ち会わしめ」を「立ち合わせ」に改める。

第31条中「すべて」を「全て」に改める。

第32条第1項中「立会」を「立会い」に改める。

第33条中「当って」を「当たって」に、「意志」を「意思」に改める。

第36条中「選挙に」を「、選挙に」に、「選挙立会人」を「、選挙立会人」に改める。

第40条第2項中「本人」を「、本人」に改める。

第45条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第49条第2項中「委員会」を「、委員会」に改める。

第50条中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第51条中「一が」を「いずれかが」に、「選挙の期日を定めて」を「、選挙の期日を定めて」に改める。

第53条第3項中「当選人」を「、当選人」に改める。

第54条中「委員会選挙」を「、委員会は、選挙に」、「補欠選挙」を「、補欠選挙」に改める。

第55条（見出しを含む。）中「すべて」を「全て」に、「選挙の」を「、選挙の」に改める。

第56条中「、選挙長」を「及び選挙長」に、「午前」を「、午前」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

財産区管理委員会委員選挙執行規程施行細則（昭和30年亀岡市制定）の一部を次のように改正する。

平成25年6月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

第2条中「亀岡市選挙管理委員会規程」を「亀岡市選挙管理委員会告示」に改める。

第12条第1項中「身体の故障又は文盲であることを事由として」を「心身の故障その他の事由により」に、「その拒否」を「、その拒否」に改め、同条第2項中「仮に」を「、仮に」に改め、同条第4項中「投票管理者」を「、投票管理者」に改める。

第14条中「ふた」を「蓋」に、「かぎを」を「、鍵を」に、「かぎは」を「鍵は」に、「投票箱を送致」を「、投票箱を送致」に、「投票管理者が保管」を「、投票管理者が保管」に改める。

第15条の見出し中「持出」を「持出し」に改め、同条中「ふた」を「蓋」に、「持出して」を「持ち出して」に改める。

第18条の見出し中「及」を「及び」に改める。

第21条中「規程」を「、規程」に改める。

第24条中「選挙事務」を「、選挙事務」に改める。

第27条中「選挙長」を「、選挙長」に、「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第28条第1項中「、職業」を「及び職業」に改める。

第30条第1項中「選挙長」を「、選挙長」に改め、同条第2項中「候補者で」を「、候補

者で」に改める。

第33条の見出し中「添附」を「添付」に改める。

第34条の見出し中「添附」を「添付」に改め、同条中「並びに」を「及び」に改める。

第35条中「選挙長」を「、選挙長」に改める。

別記第3号様式から別記第7号様式まで及び別記第9号様式の規定中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この細則は、告示の日から実施する。

「揭示済」